

愛川町給食費管理システム導入委託

公募型プロポーザル実施要項

令和6年3月

愛 川 町

愛川町給食費管理システム導入委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

国においては教職員の業務負担軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを推進しており、本町においても公会計化と徴収・管理業務の実施に向けて、小中学校の給食費管理・徴収の効率的な運用を図ることを目的とした、「給食費管理システム」（以下「システム」という。）を導入するもの。

システムの導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する提案等を評価するプロポーザル方式を採用し、安全かつ適正に業務が実施できるシステム及びハードウェアの選定を目的とする。

※ 本プロポーザルは、令和6年度予算成立前に準備行為として実施するものであり、当該予算が減額または否決された場合、変更または中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用については参加者の負担とし、発注者に請求することはできないものとする。

2. 事業概要

(1) 選定するシステムの名称

給食費管理システム

(2) 業務場所

愛川町教育委員会 教育総務課 学校教育班

(3) システムの概要

別紙1「令和6年度 愛川町給食費管理システム導入委託仕様書」

別紙2「令和6年度 学校給食費管理システム機能要件定義書」

別紙3「帳票要件一覧」

(4) システム開発期間：契約締結日から令和6年8月31日

(5) 本稼働予定日：令和6年9月1日

(6) システムの導入に係る提案上限額

総額 7,876,000円（消費税を含む）

※ この金額はシステム構築、既存システムとの連携、システム保守等、本件プロポーザルで導入するシステムの稼働に要する令和6年度中の費用とし、提案内容の実施において、提案者以外の者による作業等が生じる場合についても、本費用に含むものとする

る。

※ 令和7年度以降のシステム保守等については、本項の費用に含まない。（提案においては、参考提示を求めます。）

3. 参加資格要件等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加申込者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 経営内容等から事業の履行に支障がなく、事業を履行するにふさわしい知識及び技術を備えていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 役員等(役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められた者を含む。)が、愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者。

オ プライバシーマーク認定を取得していること。

カ 本町の競争入札参加資格認定業者のうち、「情報処理業務委託」に登録されていること。

(2) 参加資格の確認

参加申込者の参加資格の基準日は、プロポーザル参加申込書の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、参加申込者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(3) 参加に関する留意事項

ア 参加申込者は、提案書の提出をもって実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加に関して必要な費用は、参加申込者の負担とする。

ウ 参加申込者から実施要項等に基づき提出された書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、発注者は必要があるときは実施要項等に基づき提出された書類の内容を無償で使用することができるものとする。

エ 提出された書類については変更できないものとする。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

オ 発注者が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても発注者の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

カ 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

キ プロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。

4. プロポーザルに係る日程

項 目	期 日
ホームページ掲載（公募開始）	令和6年 3月11日（月）
プロポーザル参加申し込み期限	令和6年 3月19日（火）
参加資格確認結果の通知	令和6年 3月21日（木）
質問書の提出期限	令和6年 3月29日（金）
質問書に対する回答	令和6年 4月 1日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年 4月12日（金）
プレゼンテーションの実施	令和6年 4月19日（金） 予定
審査結果の通知・契約書の締結	令和6年 4月下旬

※上記日程につきましては、事務処理上の関係により前後する場合があります。

5. 参加申し込み

(1) 参加申込書の提出期間

令和6年3月11日（月）から令和6年3月19日（火）までの愛川町役場開庁日
午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

※郵送の場合は令和6年3月19日（火）午後5時必着

(2) 提出書類（※は添付書類）

ア プロポーザル参加申込書（様式1）・・・1部

イ 企業概要調書（様式2）・・・1部

※パンフレット等の会社概要のわかるもの

ウ 事業実績調書（様式3）・・・1部

エ 財務諸表（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）・・・1部

【事業担当課：参加申込書の提出先】

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地の1

愛川町教育委員会 教育総務課 学校教育班

(3) 参加資格の確認

発注者は、参加希望者が「3 参加資格要件等」に掲げる要件を満たしているか確認し、令和6年3月21日（木）までにその結果を電子メールで通知する。

6. 質問書の提出及び回答

(1) 提出期間

令和6年3月21日（木）から令和6年3月29日（金）

(2) 提出方法

質問書（様式4）に質問事項を記載の上、下記の事業担当課あてに電子メールにより提出すること。（電子メールの送信後、事業担当課宛てに電話で着信の確認を必ず行うこと。）

【事業担当課：質問書の提出先】

愛川町教育委員会 教育総務課 学校教育班

電 話：046-285-2111（内線3612）

F A X：046-286-4588

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月1日（月）までにすべての参加申込者に電子メールにより回答する。

(4) その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けない。

また、本プロポーザルについての審査基準に係る内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けないものとする。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年3月21日（木）から令和6年4月12日（金）までの愛川町役場開庁日
午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地の1

愛川町教育委員会 教育総務課 学校教育班

(3) 提出方法

事業担当課へ直接提出するか、郵送により提出すること。（郵送の場合は、令和6年4月12日（金）午後5時必着とする。）

(4) 提出書類

ア 参加申込者は、下記書類を提出すること。

種類	備考
① 提案書類提出書（様式5）	代表者印を押印すること。
② 提案書（任意様式）	・別紙仕様書を確認の上、作成すること。 ・自由記載であるが「8（3）評価基準」を踏まえて、次の内容について具体的かつ簡潔に記述すること。 (ア) 給食費徴収管理システムの構築について (イ) 提案にあたっての基本的な考え方（コンセプト、取組方針等） (ウ) 給食費徴収管理システムの導入スケジュールについて (エ) 学校給食費について、調定・収納・徴収管理業務を一括で管理し、適正かつ効率的に進めるための具体的な提案 (オ) 提案する業務ソフトウェアの製品概要 （システム名称、製造元、開発元、システムの特徴、他社業務ソフトウェアに対する優位点、開発時期、バージョンアップの来歴、ソフトウェア構成など）
③ 令和6年度 学校給食費管理システム機能要件定義書	別紙2「令和6年度 学校給食費管理システム機能要件定義書」に適合状況を記入したもの。
④ 帳票要件一覧	別紙3「帳票要件一覧」に適合状況を記入したもの。
⑤ 見積書（様式6）	(ア) 正本のみ代表者印を押印すること。 (イ) 見積金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額が、「2（5）提案上限額」を超える場合は、失格となるので注意すること。 (ウ) 積算根拠を明らかにした書類を添付すること。

* 提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可。

イ 提出部数

- ① 提案書類提出書（様式5） 正本1部
- ② 提案書（任意様式） 正本1部 写し5部
- ③ 令和6年度 学校給食費管理システム機能要件定義書（別紙2） 正本1部 写し5部
- ④ 帳票要件一覧（別紙3） 正本1部 写し5部
- ⑤ 見積書（様式6） 正本1部 写し5部

※ 提案書、見積書について、提案者名等は正本のみ記載とし、写しには提案者名、個人名、住所、ロゴマーク等の提案者が特定できる表示を記載しないこと。

ウ 提案書作成上の留意点

- (ア) 使用言語は日本語とし、フォントは原則MS明朝体11ポイントで統一すること。
- (イ) 提案書はA4版縦、横書き、左綴じとして製本すること。
ただし、図表等については、必要に応じてA4版横もしくはA3版でも可とし、提案書の中に一緒に綴ること。なお、A3版は片面でA4版2ページとしてカウントすること。
- (ウ) 総数ページは20ページ以内とすること。
- (エ) 下部にページ番号を付番すること。
- (オ) 別紙1「令和6年度 愛川町給食費管理システム導入委託仕様書」に基づき、作成すること。
また、作成に当たっては、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- (カ) 正本の表紙のみ「公募プロポーザル提案書」のタイトルと法人等団体の名称を記載すること。その他の写し5部は審査資料とするため、団体名又は応募者を特定できる表現は記載しないこと。
- (キ) 提案書中に団体名又は応募者を特定できる表現は記載しないこと。

8. プレゼンテーションの実施及び審査方法

(1) プレゼンテーション実施日時及び場所（予定）

- ア 日 時 令和6年4月19日（金）予定 ※詳細の時間等については後日連絡する。
- イ 場 所 愛川町役場201特別会議室
愛川町角田251番地の1

(2) 審査方法

- ア 参加事業者1者あたり30分以内で行うこと（準備及び質問応答時間を除く）。
- イ 必要に応じて、プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。
- ウ パソコン、その他必要なものがある場合は、参加事業者が用意する。
- エ 出席者は5名以内とし、システム開発技術者を含むこと。
- オ 提出した企画提案書の内容を具体的に説明するものとする。

(3) 評価基準

参加申込者の業務実績や各評価項目における提案の的確性、具体性を次ページ以降の評価基準に基づき審査する。

評価基準

審査	項目	配点
1 導入実績・導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体への導入実績 ・導入スケジュール 	10点
2 提案システム機能・操作性・将来性等	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの概要 ・システムの特徴 ・コンサルティング ・情報管理・セキュリティ ・システムの操作性、画面の見やすさ、便利機能など ・システムの将来性や拡張性など 	40点
3 保守及び運用支援、研修	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入時及び稼働後の保守及び運用体制 ・町職員に対する操作研修、マニュアル作成 	10点
4 プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務への取り組み姿勢 ・本業務及び給食事業全般に対する理解度 	10点
5 コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコスト ・ランニングコスト 	30点
合計		100点

※ 本プロポーザルに対して提案書類の提出を行った者が1者であった場合であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合には、提案者の評価点（全審査委員の評価点の平均点）が60点（評価項目の合計点100点の60%）を超える場合は、その者を契約候補者とする。

（4）契約候補者の選定

「8（3）評価基準」に基づき審査した結果、最も合計点数の高い参加事業者を契約候補者として選定する。

なお、参加事業者が1者であっても、審査は実施するものとし、「8（3）評価基準」で定める最低総合評点を満たす場合には、契約候補者とする。

また、契約候補者の決定以降、事業契約締結までの期間に、契約候補者が「8（6）失格事項」に該当する事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。

（5）審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、プレゼンテーションを行ったすべての参加申込者に通知する。

（6）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加申込書の提出後に参加資格要件を満たさない事由が確認された場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 一の参加申込者が、複数の提案を行った場合
- エ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 著しく信義に反する行為があった場合

(7) 異議申し立て

本プロポーザルの審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

9. 業務委託契約

契約候補者が契約を辞退した場合、または、契約交渉が不成立となった場合には、次点の者と契約交渉を行うものとする。

(1) 契約にあたっては、当該事業者が提案した提案内容は、当該業務の仕様書の一部として取り扱う。

(2) 契約にあたっては、当該事業者が提出した見積書記載の価格が契約金額となる。

10. 契約保証金

本業務委託に関する契約保証金は免除する。